

令和8年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和8年5月11日（月）午後2時00分～2時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 委員（本審査会にて会長に選出）
矢 吹 徹 雄 委員（本審査会にて副会長に選出）
細 谷 准 一 委員
金 田 慎 吾 委員
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 中西 章司
同部総務課長 滝 弘貴
同課文書・法制担当 主査 佐々木 浩
同課文書・法制担当 主任 大森 結

傍聴者 なし

議 題 1 委嘱状の交付
2 会長・副会長の選出
3 【報告】令和7年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【滝課長】

本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。私、事務局総務課長の滝と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど、会長、副会長の選出をさせていただきますが、それまでの間、私の方で司会、進行させていただきます。

それでは、令和8年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。本日の審査会は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、委嘱状の交付に移ります。皆さんの席に加藤市長が伺いますので、ご自身の順番になりましたら、ご起立をお願いいたします。市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

=委嘱状の読み上げ、交付=

【滝課長】

ありがとうございました。続きまして、加藤市長より、ごあいさつを申し上げます。

【市長】

改めまして皆様、お疲れさまです。

ただ今、皆様方に委嘱状の交付をさせていただきました。この度は、この審査会委員のご就任をお引き受けいただいたこと、そして本日、ご出席をいただいたことを重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この審査会は、市民の知る権利を保障する情報公開制度、また、個人情報保護制度の適正な運用に関してご審議をいただき、きわめて重要な機関であります。

個別の審査請求に係る審査会につきましては、その都度、開催することとしておりますが、本日は、令和7年度、昨年度における公文書開示及び個人情報開示の実施状況について、ご確認をいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から、忌憚のないご意見をたまわりますようお願いを申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【滝課長】

ありがとうございます。市長はこの後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

続きまして、今回は新たな任期の最初の会議になりますので、自己紹介させていただきます。はじめに、事務局から自己紹介いたします。

【事務局】

総務部長の中西です。総務課長の滝です。主査の佐々木です。主任の大森です。よろしくお願ひいたします。

【滝課長】

続きまして、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。向田委員から順にお願ひいたします。

【向田委員】

はい、向田と申します。平成11年の第1回から27年間、矢吹委員と一緒にやってきました。今後3年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

【矢吹委員】

矢吹と申します。向田先生と同様に、平成11年の第1回から委員をしております。どうぞ、この3年間よろしくお願ひいたします。

【細谷委員】

人権擁護委員の細谷と申します。昨年までは、伊藤という人権擁護委員が入っていたのですが、今回、交代ということで入りました。よろしくお願ひいたします。

【金田委員】

税理士の金田と申します。石狩市には平成2年から住んでおり36年目となっております。この審査会については2期目に入ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【西野委員】

司法書士の西野と申します。私は花川南で司法書士をやっております。今期、2期目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【滝課長】

皆様、ありがとうございます。続きまして、当審査会の会長及び副会長の選出を行いたいと思います。選出方法は、審査会条例では「会長・副会長は、委員互選により定める」とされております。委員の皆様から、なにかご意見等がございますでしょうか。

【金田委員】

会長、副会長とも、事務局に一任したいと思います。

【滝課長】

ただ今、金田委員から事務局一任というご意見がございました。他にご意見がございましたでしょうか。よろしいでしょうか。他に意見がないようですので、事務局といたしましては、引き続き、会長には向田委員に、副会長には矢吹委員にお願いしたいと考えております。委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見がないようですので、会長に向田委員、副会長に矢吹委員ということで、拍手にて承認をお願いいたします。

【委員一同】

=拍手=

【滝課長】

ありがとうございます。それでは、会長と副会長が決まりましたので、委員の皆様には大変ご面倒をおかけしますが、係の案内に従いまして席の移動をお願いいたします。

それでは、改めまして、向田会長に一言お願いいたします。

【向田会長】

はい、27年間、委員をしています。もう1期、3年間やりたいと思いますのでどうぞご協力をお願いいたします。

【滝課長】

向田会長、ありがとうございます。これより先は、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

【向田会長】

はい、それでは、審議に入りたいと思います。

今回は、令和8年度第1回の石狩市情報公開・個人情報保護審査会でございます。まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

【滝課長】

本日の議題につきましては、報告事項1件になります。令和7年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について報告させていただきます。

なお、本日の審査会は公開の会議となりますので、あらかじめご報告いたします。

【向田会長】

はい、よろしくお願いいたします。

【佐々木主査】

私の方から、報告事項といたしまして、令和7年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度の実施状況を報告いたします。資料としては、こちらの用紙になります。

はじめに、1ページ目をご覧ください。左側が情報公開制度、右側が個人情報保護制度の実施状況となっています。

情報公開制度の開示請求の件数につきましては、市長部局が23件、選挙管理委員会が1件ということで、トータルで24件でありました。開示状況につきましては、全部開示が8件、一部開示が9件、文書不存在が5件、開示請求の取り下げが4件となっています。また、1件の開示請求に対し、2種類の決定処分が行われる場合がありましたので、開示の請求件数と決定処分の件数の計とは一致しないことを申し添えます。

続きまして、右側の個人情報保護制度の開示請求の件数につきましては、市長部局が3件、トータルでも3件ありました。開示状況につきましては、全部開示が1件、一部開示が2件、文書不存在が1件となっています。

前年度比では、情報公開制度の開示請求の件数は6件増加し、個人情報保護制度の開示件数は2件減少しています。

次に、2ページ目をご覧ください。情報公開の個別の内容であります。決定内容が一部開示決定の案件につきまして、その不開示の理由をご説明いたします。

まず、整理番号4番、「長または教育委員会が契約者となり、保険料が3万円以上の損害保険証券の写しとその担当課」についての開示請求です。損害保険証券に記載された法人代表者の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としています。

続きまして、整理番号7番、「令和7年7月1日に入札執行された屯田・紅葉山通道路橋梁詳細設計業務委託の設計書の全ての項目及び最低制限価格」についての開示請求です。最低制限価格は、業務の品質を確保するために、入札価格の下限をあらかじめ設定するものであります。開示請求に対しては、最低制限価格を開示すると、今後の、同種の業務委託案件の最低制限価格を類推する材料となることから、今後の入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものとして不開示としています。

次に、整理番号9番、「石狩市長を契約者とした損害保険証券の写しと担当課」についての開示請求です。損害保険証券に記載された法人の担当職員の氏名は、個人情報のため不開示としています。そして、法人代表者の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としています。3点目ですが、スポーツ安全保険協会の損害保険証券に記載されている加入依頼番号は、加入する団体ごとに割り当てられた番号であります。この情報が開示されると、第三者が加入者になりすまして問い合わせを行う等の不正利用のおそれがあるため不開示としています。

続きまして、3ページ目をご覧ください。整理番号14番、「投票用紙読取分類機の購入全般にわたる書類一式」についての開示請求です。契約の相手方から提出された書類に記載された法人担当職員の氏名は、個人情報のため不開示としております。そして、

提出された書類に押印された法人代表者の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としています。

続きまして、整理番号 16 番、「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第 6 項に基づく設置に関する届出書」についての開示請求です。風力発電設備の設置の届出書に記載された法人の担当職員の氏名、携帯電話番号、メールアドレスは、個人情報のため不開示としています。そして、届出書に押印された法人代表者の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としております。

続きまして、整理番号 19 番、「石狩市とコストコホールセールジャパン株式会社との石狩湾新港地域への立地に関する連携協定書」についての開示請求になります。協定書に押印された法人代表者の印影と法人代表者の署名は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としております。

続きまして、整理番号 22 番、「北海道から受け取った水資源保全地域の土地取引行為の事前届出に関わる文書の全てと北海道からの意見照会に対する市の回答文書の全て」についての開示請求になります。土地売買届出書とその添付書類に記載された氏名、住所、電話番号、メールアドレス、宅地建物取引士の登録番号は、個人情報のため不開示としております。そして、届出書や契約書に押印された印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあり、また、土地の売買金額は、契約の当事者にとって事業活動情報に該当することから不開示としております。

続きまして、整理番号 23 番、「国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出である土地売買等届出書とその添付書類」についての開示請求になります。こちらは整理番号 22 番と同じような内容になりますが、土地売買届出書とその添付書類に記載された氏名、住所、電話番号、メールアドレス、宅地建物取引士の登録番号は、個人情報のため不開示としております。そして、届出書や契約書に押印された印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあり、また、土地の売買金額は、契約の当事者にとって事業活動情報に該当することから不開示としております。

続きまして、整理番号 24 番、「石狩市と契約している顧問弁護士 2 名の契約書の写し。生年月日、氏名、住所が入ったものと訴訟代理人弁護士との委任契約書の写し」についての開示請求になります。契約に関する書類として、非常勤職員任用決議書に記載されている郵便番号、住所、生年月日、年齢は、個人情報のため不開示としております。そして、委任契約書の法人代表社員の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としております。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。こちらは個人情報の開示請求になります。

整理番号 1 番、「石狩市予防接種健康被害調査委員会で使用した資料、議事録、調査結果」の開示請求になります。予防接種を受けた方の健康被害の救済申請に伴い、予防接種と健康被害との因果関係を医学的見地から調査を行った委員会の資料などの開示を求めるものとなっております。委員会の議事録のうち、発言した委員の氏名は個人情報であり、また、各委員の発言内容を開示した場合、今後の委員会での発言が形式的で

消極的なものになり、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、委員の氏名と発言内容は不開示としております。

続きまして、整理番号2番、「亡き母の要介護認定訪問調査票」の開示請求になります。こちらは、相続人からの開示請求となっておりますが、介護認定に関する調査内容のうち、亡き母に関する情報は開示しておりますが、亡き母以外の第三者の個人に関する情報は不開示としております。

続きまして、審査請求の案件になりますが、令和7年度は審査請求の提出はありませんでした。

開示請求のあった件数が多いことから、説明が長くなりました。令和7年度の実施状況の報告につきましては以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

【向田会長】

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。

【向田会長】

1 ページ目の7番で、最低制限価格の開示はしていないということですか。

【佐々木主査】

はい、そうです。

【向田会長】

これは、入札にあたって、あらゆる分野でそうなんですか。

【佐々木主査】

当市の入札におきまして、この契約に限らず、他の契約含めてすべて最低制限価格は開示しない、公開しないことになっております。

【向田会長】

入札したら、落札した人の価格は公開していますか。

【佐々木主査】

はい、大きな工事になりますと、入札予定価格から落札者までホームページに掲載しておりますが、その場合にも最低制限価格に限っては開示、公開はしていません。

【向田会長】

でも、意見ですけど、落札したら落札者と落札価格は大体わかりますよね。

【佐々木主査】

説明が不足していました。落札者と落札価格も含めて掲載するようになっています。

【向田会長】

わかりました。印影についてですが、開示すると偽造されることがあるのですか。

【佐々木主査】

開示した文書から印影だけ複製されて他の文書に使用されたり、AI の技術、コンピュータ技術の向上により書類が偽造されるおそれがあり、相手方にご迷惑をかけるおそれがあります。そして、法人の印は公的な書類、契約、銀行の融資の重要な書類に使用されるものであることから非公開にしています。

【向田会長】

こういう理由で印影については、開示しないということですね。

【佐々木主査】

はい、そうです。

【向田会長】

その他いかがでございますでしょうか。

【細谷委員】

開示請求というものは、どのような方がされるのでしょうか。個人の方がされるのでしょうか。

【佐々木主査】

申請自体は、個人名義で行っていただく必要があります。会社の方でも自分の氏名を記入していただき申請してもらうことになっています。

【細谷委員】

申請の目的はどうでしょうか。

【佐々木主査】

人それぞれですが、調査目的や関心のあるものに対して開示請求をする場合があります。例えば、先ほど入札の話がありましたが、会社が業務上、今後の入札業務の参考としたい、次回の入札に向けて準備したいということで申請することがあります。

個人情報の開示請求になりますと、自分が相続人として損害賠償請求権とか相続財産

の請求に関する法的な手続きに使用するため請求する場合があります。

【向田会長】

コロナワクチンの接種リストは、別に石狩市だけでなく、いろいろな自治体にも開示請求をされてますよね。

【佐々木主査】

予防接種による健康被害と使用したワクチンとの関係分析のため、本市のみならず他の市町村にも開示請求がなされています。厚生労働省のホームページにも、健康被害に関する情報は公表されていますが、他の事案や関連する情報についても確認したいという場合は、各市町村にリストの開示請求をされています。

【向田会長】

その他、特にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、審議を終了させていただきますが、事務局の方から連絡等ございましたら、お願いいたします。

【滝課長】

はい、事務局からの連絡になります。

審査会の開催ですが、定期的で開催するのは、年度当初に開催される今回のみとなっています。その他に、不定期なものとして、情報公開や個人情報の開示請求が行われ、その開示結果に不服がある場合に本審査会での審議をお願いすることとなりますので、その際は、事務局の方から連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【向田会長】

はい、それでは、これをもちまして、今回の審査会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録確定 令和8年6月3日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範